平成２５年（フ）第９５号
茨城県桜川市真壁町亀熊３番地
債務者　臼井　裕行
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９６号
茨城県古河市関戸1669番地１　シティアＡ102
債務者　佐藤　信好
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９７号
茨城県坂東市菅谷1320番地４
債務者　野口カヅミ
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９９号
茨城県結城市国府町１丁目３番地２　Ｓスクエア１―205号
債務者　土方　大明
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１０２号
茨城県筑西市関本上1895番地１
債務者　杉山　陽一
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２２号
千葉県長生郡白子町幸治3807番地１
債務者　市原　　東
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
千葉県長生郡長生村金田2669番地２
債務者　小野　　茂
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
金沢市額谷３丁目114番地１
債務者　城南設備メンテナンスこと　三口　憲一
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１３１号
岐阜県本巣市宗慶30番地１　ランコントル・エスト203号、従前住所岐阜県揖斐郡大野町大字六里139番地５
債務者　川添　立巳
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８６号
大津市仰木６丁目17番３号
債務者　冨田マサ子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０６号
大津市本堅田５丁目７番40号　コーポ堅田304号
債務者　長尾　真美
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０８号
大津市比叡辻２丁目４番43号、前住所大津市柳川２丁目３番４号　シャルム柳川201
債務者　横谷　好江
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
滋賀県湖南市夏見1434、住民票上の住所大津市富士見台36番57号
債務者　湯池　秀臣
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１０号
滋賀県高島市新旭町新庄1232番地
債務者　丸岡美津二
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
滋賀県東近江市五個荘石馬寺町356番地１、前住所滋賀県東近江市五個荘七里町248番地７
債務者　半田　義幸
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１４１号
兵庫県加古川市尾上町今福212番地の１　ミドリマンション301号
債務者　河原　万人
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４７号
兵庫県加古川市平荘町磐483番地の１
債務者　井上健太郎
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部